

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年10月11日

【会社名】 株式会社ファステップス

【英訳名】 Fasteps Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 川 嶋 誠

【本店の所在の場所】 東京都新宿区四谷四丁目32番4号

【電話番号】 03(5360)8998(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 村 山 雅 経

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区四谷四丁目32番4号

【電話番号】 03(5360)8998(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 村 山 雅 経

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
第6回新株予約権 5,859,600円
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 400,000,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 343,059,600円
(注)行使価額が調整された場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第 6 回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

発行数	60個（新株予約権 1 個につき20,000株）
発行価額の総額	5,859,600円
発行価格	新株予約権 1 個につき97,660円（新株予約権の目的である株式 1 株当たり4.883円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成28年10月27日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ファステップス 管理部 東京都新宿区四谷四丁目32番 4 号
払込期日	平成28年10月27日
割当日	平成28年10月27日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 本店営業部

(注) 1. 第 6 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）については、平成28年10月11日開催の取締役会において、発行を承認する決議が行われております。

2. 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記表中「払込取扱場所」に記載の払込取扱場所に発行価格の総額を払い込むものとする。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととする。

4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。

BMI (Japan) Investment Holdings Limited

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数1,200,000株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は20,000株とする。）。但し、本欄第 2 項ないし第 4 項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第 3 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$

	<p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」といいます。)は、金281円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」といいます。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>343,059,600円</p> <p>(注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価格の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、本表別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成28年10月28日から平成31年10月27日までとする。(但し、本表別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ファステップス 管理部 東京都新宿区四谷四丁目32番4号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 本店営業部 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、上記表中「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
 - (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。
2. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。
 3. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る証券を発行しない。
 4. その他
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行新株予約権付社債（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）】

銘柄	株式会社ファステップス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
記名・無記名の別	無記名式とし、本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金 400,000,000円
各社債の金額（円）	金 10,000,000円
発行価格の総額（円）	金 400,000,000円

発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円 本新株予約権付社債に付帯する新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
利率（％）	本社債に利息は付さない
利払日	該当事項はありません。
利息支払の方法	該当事項はありません。
償還期限	平成31年10月27日
償還の方法	1．償還金額 各本社債の額面100円につき金100円 2．償還の方法及び期限 (1) 本社債の元本は、平成31年10月27日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
募集の方法	第三者割当の方法により、BMI（Japan）Investment Holdings Limitedに400,000,000円（額面10,000,000円の本社債40個）を割り当てる。
申込証拠金(円)	該当事項はありません。
申込期間	平成28年10月27日
申込取扱場所	東京都新宿区四谷四丁目32番4号 株式会社ファステップス 管理部
払込期日	平成28年10月27日
振替機関	該当事項はありません。
担保の種類	本新株予約権付社債には物上保証及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
担保の目的物	該当事項はありません。
担保の順位	該当事項はありません。
先順位の担保をつけた債権の金額	該当事項はありません。
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	該当事項はありません。
担保付社債信託法上の受託会社	該当事項はありません。
担保の保証	該当事項はありません。
財務上の特約 （担保提供制限）	該当事項はありません。
財務上の特約 （その他の条項）	該当事項はありません。

（注）1．株式会社ファステップス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権付社債に付帯する新株予約権」という。）については、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本社債に付帯する新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

2．社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

3．取得格付

格付けは取得していない。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ファステップス 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額(下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項において定義する。ただし、同第3項によって調整された場合は調整後の転換価額とする。)で除して得られた数とする。この場合に、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。</p> <p>2. 転換価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額(以下「転換価額」という。)は当初金281円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。 なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。この場合、端数が生じたときは円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たり}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により調整を行う場合 時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合 当社の普通株式の株式分割等(当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当をいう)をする場合 時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する場合 株式の併合、合併、株式交換、又は会社分割のため転換価額の調整を必要とする場合 本項に基づき転換価額が調整された場合において、本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て現金による調整は行わない。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の総額	金 400,000,000円

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合にはその端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成28年10月28日から平成31年10月27日(本新株予約権付社債の払込み後)までの間、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ファステップス 管理部 東京都新宿区四谷四丁目32番4号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 本店営業部 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができるものとする。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。
新株予約権又は社債の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げません。本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできません。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1. 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は、額面10,000,000円あたり1個とし、合計40個の新株予約権を発行する。

2. 本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、上記行使請求の受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、上記「1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」の償還期限の定めにかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。

3. 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

- 4 新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託
該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
743,059,600	12,000,000	731,059,600

- (注) 1. 払込金額の総額は、第1回新株予約権付社債の払込金額の総額400,000,000円に第6回新株予約権の発行価格の総額及び行使に際して払い込むべき金額の合計額5,859,600円を合算した金額であります。なお第6回新株予約権の行使による払い込みにつきましては、原則として新株予約権者の判断によるため、第6回新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により変更される場合があります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額には、登記費用2,500,000円、割当予定先等調査費用500,000円、弁護士費用2,500,000円、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表 能勢元)に対する新株予約権価格算定費用1,500,000円、新株予約権付社債価格算定費用1,500,000円及び有価証券届出書、開示資料等作成費用3,500,000円 からなり、12,000,000円を予定しております。なお、発行諸費用の内訳については概算額であり、変動する可能性があります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額731,059千円につきましては、下記のとおり充当する予定であります。

a. 新株予約権による調達資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
アイラッシュケア事業を含む総合美容事業のグローバル展開資金	343,059	平成28年11月～平成31年10月

b. 新株予約権付社債による調達資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
アイラッシュケア事業を含む総合美容事業のグローバル展開資金	370,000	平成28年11月～平成29年4月
運転資金	18,000	平成28年11月～平成29年2月

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

当社グループは、当社(株式会社ファステップス)と連結子会社5社(株式会社ピーアール・ライフ、TMプランニング株式会社、エムアンドケイ株式会社、Plurecil Holdings Limited、ジャパンアシュアランス株式会社)により構成されております。当社グループで行っております事業は以下のとおりであります。

システムソリューション事業(株式会社ファステップス)

お客様のビジネスを支える業務システムや、お客様とユーザーの接点となるWEBサイト・スマートフォンアプリ及びシステム運用に欠かせない業務支援や、それらを繋ぐネットワーク技術など全てにおいて、ご提案から製造、保守、管理まで提供しております。また、近年では、スマートフォン向けの教育・学習サービスの提供に注力しており、スマートフォンの普及により更に発展が見込まれております。

メディアソリューション事業(株式会社ピーアール・ライフ)

主要なテレビ局、ラジオ局、新聞社などの取引先をもち、広告代理業務を主業とする総合広告代理店であり、中でも各テレビ局との密接な関係を持ち、テレビCMの扱いが売上の大半を占めております。また、付随してテレビ番組等の企画、制作、イベント企画等を受託しております。

コストマネジメント事業(TMプランニング株式会社)

3PL事業者として、単に荷物の配送を請負うのではなく、受発注からピッキング、在庫管理といった、物流に関する広範で総合的なロジスティクス業務を提供しております。特定の運送会社や倉庫会社と主従関係を持たないニュートラルな立場で、お客様の物流の現状を客観的に把握し、最適な物流ソリューションを提案しております。また、経営マネジメントサービスを行っており、お客様のニーズを的確に捉え、企業経営のサポート、コスト削減等の提案をしております。

3PLとは：企業の流通機能全般を一括して請け負うアウトソーシングサービス。自身は物流業務を手がけない企業が、顧客の配送・在庫管理などの業務を、プランニングやシステム構築などを含め長期間一括して請け負い、外部の物流業者などを使って業務を遂行する。物流業者に業務を委託するのは違い、3PLは「荷主の物流部門」として振舞うため、複数の物流業者から最も荷主の利益にかなう業者を選択したり、荷主側の要望を物流業者と交渉したりといったことが可能となる。

アイラッシュケア事業(エムアンドケイ株式会社、Plurecil Holdings Limited)

「まつげエクステンション」専門のプロ向け商材の販売及びまつげエクステンションの施術者を育成するためのスクール事業を行うとともに、まつげエクステンション専門のサロンを運営しております。当サロンは、国内では「プロケアアイラッシュ」ブランドとして、海外では「PLURECIL(プルレシル)」ブランドとして日本全国だけでなく、中国をはじめとしたアジア各国で出店展開していることから海外からも一定の認知のあるブランドとして成長し続けています。

近年の日本国内における「まつ毛エクステンション」の市場規模はまつ毛エクステ施術の市場規模が平成23年度において1,383億円程度、用材等の関連市場を合わせると1,500億円程度(出典：平成26年6月10日付理美容ニュース(株式会社ジャストシステムが行った「まつ毛エクステに関する利用状況調査」を基にウェブメディアが試算)とされています。さらに、同調査によればまつ毛エクステの経験者は20代女性の1割程度に留まっており、同年代及びそれ以上の年代の女性に対する市場開拓の余地は残されているものと思料されます。当社は、こうしたまつ毛エクステ事業の市場機会に着目しており、平成27年10月にエムアンドケイ株式会社(以下、「エムアンドケイ社」といいます。)の子会社化を実施し、国内においてエムアンドケイ社を中心にアイラッシュケア事業を展開しております。

同調査によれば20代の78.7%はまつ毛エクステ未経験であるとの調査結果がでており、20代女性にも多分に市場余地はあるものと見込まれます。さらに30代女性の未経験者層は83.2%、40代女性の未経験者層は91.4%と経験者が少ない調査結果がでています。さらなる未経験者層への訴求可能性を鑑みると国内市場の発展はまだ途上段階と見込んでおります。さらに韓国で発祥したまつ毛エクステは国内のみならず、中国でまつ毛エクステのサロンを展開、運営する企業が設立から6年で上海店頭市場に株式公開を果たすなど中国をはじめとしたアジア圏に急速に普及しようとしているようです。

こうした市場環境も踏まえ海外展開に向けた調査並びに検討を重ね、提携先を検討していたところ、弊社が発行した第5回新株予約権の割当先勝山博文氏(以下「勝山氏」といいます。)の紹介を経て中国本土において、ファイナンシャルサービスを展開し、幅広いネットワークを有するLowell Lo氏に当社の事業に賛同頂き助力を得られることとなりました。Lowell Lo氏は、BMI(Japan)Investment Holdings Limited(以下、「BMI(Japan)」)といいます。)の株主であり、香港、中国をはじめとしたアジア圏を中心に全世界的なファイナンシャルサービスグループであるBM Intelligence Group(以下、「BMI Group」といいます。)のオーナーです。さらに同氏は香港公認会計士であり、米国公認会計士、ISACA(情報システムコントロール協会)協会の肩書を有しています。同氏は国際的な大手会計事務所である「デロイト・トウシュ・トーマツ」の監査マネージャーとして勤務した後、BMI Groupを創業したとの事であり、現在は多数のグループ企業のDirectorを務めています。

この度本第三者割当増資により調達した資金についてはアイラッシュケア事業を基盤に総合的な美容事業をスピーディにグローバル展開すべく中国において戦略的事業会社の設立を行います。本第三者割当により調達した資金は一部当社の運転資金に充当する以外には、後述のとおり中国をはじめとした海外における出店資金及び美容事業の商品の仕入代金に充当します。

当社は、子会社にエムアンドケイ社を有し、まつ毛エクステ事業を展開しておりますが、戦略的事業会社は海外展開における橋頭保的な位置付けであり、国内におけるまつ毛エクステ事業はエムアンドケイ社で展開し、海外展開は当該戦略的事業会社が推進する役割となります。

また当該戦略的事業会社は、当初は弊社単独で出資設立を予定しておりますが、事業推進を加速させるため事業パートナーであるBMIグループとの出資受け入れも将来的に検討しております。

戦略的事業会社の概要と資金使途

1) アイラッシュサロンの海外出店費用

エムアンドケイ社は国内では「プロケアアイラッシュ」ブランドで11店舗のほか海外ではPLURECILブランドで22店舗と既に出店展開しています。中国(上海を含む)17店舗、香港では2店舗、タイでは1店舗とアジア

圏の展開では実績を残し、ブラジルにも1店舗、さらに今年は初の欧州地区の展開としてドイツデュッセルドルフ店への出店を実現しております。

これまでアイラッシュサロンの直営店舗及びFC店舗を出店するのみでしたが、エムアンドケイ社でも運営しているアイリスト養成スクール事業及びフランチャイズ展開を視野に入れたアイラッシュサロンのオーナー研修等の施術側の育成も本格化させ、総合的にアイラッシュケア市場への参入を行うことにより、まつ毛エクステ施術者の絶対数の拡大及び市場の受け皿となる出店を行うことにより、戦略的にまつ毛エクステ事業の拡大を見込みます。

事業展開としては、直営店舗を中国をはじめとした全世界的に展開をする予定であります。Plurecil Holdings Limited(以下、「PHL」という。)における中国店舗については、将来的に戦略的事業会社への移行を予定しており、PHLは香港及び既存の海外店舗、戦略的事業会社は中国及び事業提携先のドメインに応じて柔軟に展開していく予定であります。

開始初年度では、新規店舗として平成29年中には中国国内の直営店だけでも、沿岸部の上海などを中心30店舗、東南アジア9店舗、欧州6店舗、南米5店舗と合わせて全世界的に50店舗の新規展開を予定しております。なお、FC店舗展開も想定していますが、市場の動向もあることから、事業計画上は織り込んでおりません。

平成29年2月末までに店舗費用として90百万円(中国国内11店舗)、平成30年2月末までに311百万円(中国国内19店舗、東南アジア9店舗、欧州6店舗、南米5店舗)の投資を予定しており、本新株予約権付社債及び本新株予約権、当該事業から生じるキャッシュフローでまかなうことを見込んでおります。

2) 美容販売製品の販売

エムアンドケイ社では輸入商材の卸販売を展開していますが、中国においては比較的安価にまつ毛エクステに関わる製品の製造が可能であり、大規模な仕入れを行うことにより交渉力が高まり、効率的なコスト低減が可能となるため、高まる国内市場のニーズに対応し、中国における安価かつ当社の長年のノウハウによりスクリーニングを経た安全性を確保した高品質なまつ毛エクステ商品やエッセンシャルオイルといった美容製品の仕入を戦略的事業会社にて行い、中国のみならず国内エムアンドケイ社で運営する店舗や他の事業会社へ販売を行います。なおこれらの仕入資金は本新株予約権付社債による調達から充當予定です。

また、安全性の高いメイドインジャパンの美容製品の販売を中国向けに行う商社機能も今後検討しており、自社ブランドのマーケティング活動も実施する予定です。さらに事業計画上は織り込んでおりませんが、地元で密着した美容製品の研究・開発も将来的に想定しています。

3) 本第三者割当による調達資金の充当について

当社は、本戦略的事業会社において以下の通り、投資計画を予定しております。

(単位：百万円)

	平成29年2月期	平成30年2月期
1) 設立費用	13	0
2) アイラッシュサロン出店費用	90	311
3) 美容販売製品の仕入費用	40	240
4) 販管費・人件費	35	631
計	178	1,182

調達経路別の資金充当の状況は以下の通り予定しております。

(単位：百万円)

	新株予約権発行	新株予約権付社債	新株予約権行使	事業収入
1) 設立費用	5	8	未充当	未充当
2) アイラッシュサロン出店費用	未充当	152	248	未充当
3) 美容販売製品の仕入費用	未充当	80	89	111
4) 販管費・人件費	未充当	130	未充当	536
計	5	370	337	647

(百万円以下切捨)

本新株予約権の当初発行により調達した5百万円につきましては、戦略的事業会社の保証金等の初期費用に充当する予定です。

本新株予約権付社債で調達した370百万円につきましては、PLURECIL(プルレシル)ブランドの店舗の出店費用として平成29年4月末までに約152百万円(1店舗あたり保証金・設備等で約8百万円 19店舗)、平成29年4月末までに美容製品の仕入費用として約80百万円(まつ毛エクステ商品48百万円、エッセシャルオイル32百万円)、平成29年4月末までの戦略的事業会社の人件費及び経費等にかかる約173百万円の一部である約130百万円への充当を予定しています。

新株予約権の行使によって調達する約337百万円につきましては、PLURECIL(プルレシル)ブランドの店舗の出店費用として平成29年12月までに約248百万円(1店舗あたり保証金・設備等で約8百万円 計31店舗)、残額の89百万円については、平成29年5~10月までの美容製品の仕入費用の一部へ充当する予定です。

それ以外でかかってくる仕入費用や人件費及び経費などの必要経費については、当該事業から生じるキャッシュフローでまかなうことを見込んでいます。

また、本新株予約権が行使されず当社の期待通りの資金調達ができなかった場合には、他の資金調達により充当する、又は、PLURECIL(プルレシル)ブランドの店舗の出店スピードを緩めるなどの計画見直しを行うことで対応する予定であります。

この度の割当予定先であるLowell Lo氏がオーナーを務めるBMI Groupは香港、中国をはじめとしたアジア圏を中心に全世界的なファイナンシャルサービスを展開するグループ企業であり、上海、深圳、厦門、広州、泉州、江西、天津を含め中国全土には傘下に40もの事業会社を有しています。

日本国内で培ったアイラッシュケア事業に関わるノウハウや技術を新株主が有するネットワークを活用する事で、機動的な資本事業提携や既存プロパティの獲得など迅速な事業の立ち上げ及び展開が実現できるものと見込んでおります。

以上の施策を実行することにより、当社グループの企業価値の向上につながり、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

運転資金

当社は、平成28年2月期における営業活動によるキャッシュフローは黒字化を達成いたしました。財務体質を強固なものにすべく、本件第三者割当を実施して財務体質を強化し、企業の継続性並びに安定性を保った上で事業運営を行うことが企業価値向上のために重要と判断しております。なお、本運転資金については、本新株予約権付社債による調達から充当を行う予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	BMI (Japan) Investment Holdings Limited
本店の所在地	UNITS 3306-12,33/F., SHUI ON CENTRE, NOS. 6-8 HARBOUR ROAD, WANCHAI, HONG KONG
代表者の役職及び氏名	Chairman Lai On Shing (黎安誠)
国内の主たる事業所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
資本金	10,000HKD
事業の内容	投資業
主たる出資者及びその出資比率	Lai On Shing (黎安誠) 40.0% Lowell Lo (盧華威) 60.0%

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(注) 本書提出日現在の関係を記載しております。

b. 割当予定先の選定理由

当社グループは、平成26年2月期、平成27年2月期と2期連続で当期純損失を計上しておりますが、これは一時的な営業外費用や特別損失を計上したためであり、平成28年2月期では経常利益及び当期純利益を計上いたしました。しかしながら、平成28年2月末の時価総額が10億円未満であったため、株式会社東京証券取引所が定める上場廃止基準にかかる猶予期間に入っております。平成28年11月30日までの期間において月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならないときは、上場廃止となる上場廃止基準（有価証券上場規程第601条第1項第4号）に該当することになります。

当社は、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先を割当対象とする第三者割当による新株式、新株予約権、新株予約権付社債及び行使価額修正条項付新株予約権等の発行など、あらゆる資金調達手段を検討してまいりました。

このような状況のなかで、本新株予約権付社債及び本新株予約権の引受につきましては、第5回新株予約権の割当先である勝山博文（以下「勝山氏」という。）により、当該割当予定先を紹介され、割当予定先より提案を受けた本第三者割当による資金調達方法が、当社株価や既存株主の利益に十分に配慮しつつ必要資金を確実に調達したいという当社の資金ニーズに合致していると判断いたしました。

なお勝山氏と割当予定先との関係は、今回の割当予定先であるBMI (Japan) の会長 (chairman) である。黎安誠氏との関係からです。過去勝山氏がファイナンスのアレンジを行った会社に黎安誠氏が過去所属していた会社が出資を行っており、ファイナンス・アドバイザーと投資家という関係から関わりが始まったとのこと。またBMI Groupの創業者である盧華威氏ともまた黎安誠氏との関係から紹介を受け、勝山氏は10年程度の関係があるとのこと。

また、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の新規事業計画に理解をいただいたうえで投資のご判断をいただきました。割当予定先であるBMI (Japan) の株主であるLowell Lo氏については、香港・中国を中心とするフィナンシャルグループBMI Groupのオーナーであり、過去800社もの上場を支援した実績があることから、投資先の選定及び将来的な事業性については高度な知見を有していると考えられます。さらに中国本土

における広範なネットワークを有していることから、当社のアイラッシュケア事業拡大に向けた割当予定先として適したパートナーであると考えております。

今回の第三者割当増資については当社の事業及び今後の事業成長の可能性に対して評価をいただきました。割当予定先に、当社の経営成績及び財政状態等も含め、特に当社のアイラッシュケア事業の事業構想にも評価をいただきました。また、割当予定先に当社の事業成長のビジョン及び価値観に共有いただき、当社は信頼性のある割当予定先と判断し、今回の本新株予約権及び本新株予約付社債の割当予定先として選定いたしました。

c. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数 2,638,848株

d. 株券等の保有方針

割当予定先とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、割当予定先からは経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資である旨、意向を表明していただいております。本新株予約権付社債並びに本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場への影響を勘案することを前提に、株価の推移を見ながら売却していく方針であると同っております。

e. 払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権及び本新株予約付社債に係る払込みについて、割当予定先が外国法人であることから国外口座から国内口座への資金移動をスムーズに実行することを鑑み、当該割当予定先が預入を行いましたペリーベスト法律事務所(住所:東京都港区六本木1丁目8番7号)とのエスクロー管理に係る業務委託契約書及び銀行預金口座の残高証明書を受領し、平成28年9月23日時点の銀行預金残高にて、割当予定先ならびにBMI SECURITIES LIMITEDからの送金により、当該エスクロー口座に資金が確保されていることを確認しています。それにより、本新株予約権及び本新株予約付社債の発行に係る資金については、資金面で問題がないことに加え、当該資金が全額自己資金であることを割当予定先より口頭にて確認しています。BMI SECURITIES LIMITEDはBMI (Japan)と同じ住所に所在し、BMI GROUPにおける証券取引や投資業務を行うグループ内の証券会社となります。

なお、現時点における預金残高からすると本新株予約権のすべてを行使できないものの、本株予約権付社債の転換により、取得した株式を段階的に売却し、当該売却により獲得した資金を本新株予約権の行使に充当するということを割当予定先から確認しており、当社としましても十分であると判断いたしました。

f. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先及び当該割当予定先の役員又は主要株主が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者(以下「暴力団等」という。)である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実はないことを証する確認書を割当予定先より受領しました。また、独自に第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(住所:東京都港区赤坂二丁目8番11号、代表取締役:羽田寿次)に調査を依頼し、同社より当該割当予定先、主要関係企業及びその関係人物等についても暴力団等との関わりを示す情報などはなく、暴力団等との関わりのあるものではないと判断される旨の調査報告書を受領しました。以上の方法により、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権付社債及び本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格等の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の行使価額並びに本新株予約権付社債の転換価額につきましては、割当予定先であるBMI (Japan)との協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日(平成28年10月7日)の東京証券取

引所における当社普通株式の終値を含めた1か月間の終値平均である301円を基準株価として以下のとおりとしました。

名称

転換価額または行使価額及びその算定根拠

第6回新株予約権 281円(基準株価に0.93を乗じた金額)

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 281円(基準株価に0.93を乗じた金額)

本新株予約権

第6回新株予約権の払込金額については、第6回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による評価書による算定結果(本新株予約権1個につき97,660円)を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を同額の97,660円といたしました。

今回の評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価350円(平成28年10月7日の終値)、行使価額281円、ボラティリティー61.53%(平成25年9月~平成28年9月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間3年、リスクフリーレート-0.263%(評価基準における中期国債レート)、取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し本新株予約権1個につき97,660円との算定結果を得ております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前営業日である平成28年10月7日の株式会社東京証券取引所東京証券取引所における当社普通株式の終値を含めた1か月間の終値平均である301円を参考とし、行使価額を281円(ディスカウント率は7%)といたしました。

なお、行使価額281円は、当該直前営業日の終値350円に対する乖離率は24.56%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均284円に対する乖離率は1.27%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均285円に対する乖離率は1.72%となっております。

行使価額につきまして、1か月間の終値平均を参考とした理由につきましては、当初検討を開始した平成28年9月初旬と比較して、株価上場の要因が見当たらないにも関わらず平成28年9月23日以降、当社の株価が急騰しております。取締役会前日終値で行使価額を設定してしまうと、割当予定先が想定していた株価との乖離が大きくなってしまったため、割当予定先から行使価額については、交渉開始時点の株価280円程度にしてほしい旨の要望があり、当社を取り巻く事業環境、最近の業績等を総合的に勘案した結果、本第三者割当増資の達成が困難となると判断したことから、平成28年9月8日終値~10月7日終値の1か月間の終値平均である301円を基準株価とし、行使価額281円(ディスカウント率は7%)に決定いたしました。

また、行使価額のディスカウント率を7%とした経緯としましては、上述の新株予約権付社債と同様に当社は、割当予定先との間で、行使価額については、当初、市場価額に基づく直前営業日の終値を前提として交渉を行ってまいりました。しかしながら当社は市場時価総額(月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額)が10億円未満となり、東京証券取引所の定める上場廃止基準の猶予期間に入っており、流動性に対するリスクが高まっていることから、割当予定先から相当程度のディスカウントを求められました。当社としても、当社の運転資金や新規事業投資による新たな資金調達が必要であり、また、当社グループは、間接金融による資金調達が困難な状況であることから、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、最終的に行使価額について割当予定先のディスカウントに対する要望をうけ直前営業日の終値を含めた1か月間の終値平均から7%の範囲で受け入れることとしたものです。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

・割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使可能期間最終日(平成31年10月27日)に時価が行使価額以上である場合には残存する第6回新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。具体的には、行使期間中において、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

・取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による第6回新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデ

メリットといえます。よって、取得条項があることは第6回新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。

・株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり1,940株(最近3年間の日次売買高の中央値である19,400株の10%)ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール(自己株式の買付に伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

・その上で、当社は第6回新株予約権の公正価値(1個当たり97,660円)と第6回新株予約権の払込金額を比較し、同額であることから特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査等委員会は、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社とは、当社と取引関係がなく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額以上の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

そして、当社取締役会においては、監査等委員会から上記意見表明についての説明を受け、取締役全員の賛同のもと、本新株予約権の発行を決議しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債及び本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は、2,623,487株、議決権個数は26,234個であり、平成28年9月30日現在の当社発行済株式総数3,343,500株(議決権個数33,047個)を分母とする希薄化率は78.47%(議決権の総数に対する割合は79.38%)となります。第5回新株予約権で発行した800,000株(議決権個数8,000個)を合算すると直近6ヶ月間に行われた潜在株式数は3,423,487株(議決権個数34,234個)となり、当社発行済株式総数3,343,500株(議決権個数33,047個)を分母とする希薄化率は102.39%(議決権の総数に対する割合は103.59%)となります。

また、割当予定先は本新株予約権付社債及び本新株予約権を行使して取得した当社株式2,623,487株を中長期保有ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場で売却する方針ですが、当社株式の直近6か月間の1日当たりの平均出来高は13,402株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は10,121株、直近1か月間の1日当たりの平均出来高は16,110株、となっており、一定の流動性を有しております。また、割当予定先が本新株予約権付社債及び本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数2,623,487株を本新株予約権の行使期間である3年間(245日/年営業日で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は10,708株(小数点以下切捨て)となり、上記直近6か月間の1日当たりの平均出来高の79.90%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の105.80%、直近1か月間の1日当たりの平均出来高の66.47%となるため、当社への株価に与える影響によって既存株主様の利益を損なう可能性があります。

しかしながら、資金調達必要性について、平成26年2月期、平成27年2月期と継続して経常赤字となりましたが、平成28年2月期において、ようやく営業利益ベースでの黒字化を達成いたしました。事業リストラが奏功したことにもよりますが、こうした利益体質の兆しのなかで、当社は安定的な黒字体質を早急に構築すべく、選択と集中により事業ポートフォリオの見直しを行い、売上規模の拡大、安定的な利益計上を図るとともに、企業としての信用度の向上、事業活動に関わる幅広い企業との関係構築を図り、事業成長をさらに推し進めるための取り組みが必要となっております。

本資金調達の資金使途である戦略的事業会社の設立を行い、成長への期待が寄せられるエンティティへ最適な経営資源の配分を行うことで当社の今後の事業拡大や企業価値の向上に寄与するものであり、最終的には既存株主様への利益につながるものと考えております。

したがって、当社といたしましては、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は、その資金が来期以降の当社の業績、企業価値、株主価値の向上に大いに寄与すると考えられることから、本第三者割当増資の規模及び希薄化の程度は合理的な水準であると判断しております。

さらに、当社としては、第5回新株予約権により、当社のシステムソリューション事業に関するM&Aのための資金を調達しておりますが、かかる資金は第5回新株予約権発行に伴い開示しました調達目的にのみ充当すること

としております。他方、今回、「3.(2)調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、新たに資金調達の必要が生じているところ、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述の資金使途に充当することにより、売り上げ拡大等の効果が表れ、収益基盤の一層の強化を図れることが見込まれることから、将来的な収益力の増大が期待され、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

本新株予約権付社債

当社は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに、外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である第三者算定機関(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、(東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役: 能勢元)に算定を依頼しました。

第三者算定機関は、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用し、当社株価350円(平成28年10月7日の終値)、転換価額281円、ボラティリティー61.53%(平成25年9月から平成28年9月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間3年、リスクフリーレート-0.263%(評価基準日における中期国債レート)、配当率0.00%、新株予約権付社債の転換に伴う株式の希薄化、当社普通株式の流動性、当社の信用リスク、資金調達コスト等を参考に公正価値評価を実施し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の公正価値を額面100円当たり93.52円との結果を得ております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

・割当予定先の転換については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、転換可能期間最終日(平成31年10月27日)に時価が転換価額以上である場合には残存する本新株予約権付社債の全てを転換するものと仮定しております。具体的には、転換期間中においては、各時点において、社債権者は各時点の価値と転換価値を比較することで転換行動を決定するものとし、また、発行体は、そのポジションが改善されるかどうかを検討し、早期償還行動を決定するものとします。つまりは、各時点において、社債権者は、時価と転換価格とを勘案し、転換も早期償還もされない時の価値、早期償還時の価値、転換した場合の価値において、からのうち、経済合理性が最も高い行動をすることを仮定しております。

・株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり1,940株(最近3年間の日次売買高の中央値である19,400株の10%)ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール(自己株式の買付に伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

当社は、上記算定方法が一般的に広く使われている算定計算式によるものであるから、この評価を妥当として、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債1個の払込金額を金10,000,000円(額面100円につき金100円)といたしました。

また、発行価格のディスカウント率を7%とした経緯としましては、上述の新株予約権付社債と同様に当社は、割当予定先との間で、発行価格については、当初、市場価額に基づく直前営業日の終値を前提として交渉を行ってまいりました。しかしながら当社は市場時価総額(月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額)が10億円未満となり、東京証券取引所の定める上場廃止基準の猶予期間に入っており、流動性に対するリスクが高まっていることから、割当予定先から相当程度のディスカウントを求められました。当社としても、当社の運転資金や新規事業投資による新たな資金調達が必要であり、また、当社グループは、間接金融による資金調達が困難な状況であることから、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、最終的に発行価格について割当予定先のディスカウントに対する要望をうけ直前営業日の終値を含めた1か月間の終値平均から7%の範囲で受け入れることとしたものです。

なお、転換価額281円は、当該直前営業日の終値350円に対する乖離率は24.56%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均284円に対する乖離率は1.27%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均285円に対する乖離率は1.72%となっております。

転換価額につきまして、1か月間の終値平均を参考とした理由につきましては、当初検討を開始した平成28年9月初旬と比較して、株価上場の要因が見当たらないにも関わらず平成28年9月23日以降、当社の株価が急騰しております。取締役会前日終値で転換価額を設定してしまうと、割当予定先が想定していた株価との乖離が大きくなってしまったため、割当予定先から転換価額のディスカウント前の基準株価について、交渉開始時点の株価280円程度にしてほしい旨の要望があり、当社を取り巻く事業環境、最近の業績等を総合的に勘案した結果、本第三者割当増資の達成が困難となると判断したことから、平成28年9月8日終値～10月7日終値の1か月間の終値平均である301円を基準株価とし、転換価額281円(ディスカウント率は7%)に決定いたしました。

また、転換価額のディスカウント率を7%とした経緯としましては、当社は、割当予定先との間で、転換価額については、当初、市場価額に基づく直前営業日の終値を前提として交渉を行ってまいりました。しかしながら当社は市場時価総額(月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額)が10億円未満となり、東京証券取引所の定める上場廃止基準の猶予期間に入っており、流動性に対するリスクが高まっていることから、割当予定先から相当程度のディスカウントを求められました。当社としても、当社の運転資金や新規事業投資による新たな資金調達が必要であり、また、当社グループは、間接金融による資金調達が困難な状況であることから、日本証券業協会指針に準拠する直前営業日の終値から10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、最終的に転換価額について割当予定先のディスカウントに対する要望をうけ直前営業日の終値を含めた1か月間の終値平均から7%の範囲で受け入れることとしたものです。

当社は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債について、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益、すなわち第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の実質的な対価(額面100円につき100円)と東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の算定した公正価値とを比較し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の実質的な対価が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の公正価値を大きく下回る水準ではなく、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査等委員会は、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社とは、当社と取引関係がなく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額以上の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

また、本新株予約権の第三者割当を含め、本新株予約権の発行決議日である平成28年10月11日から6か月以内に行われた第三者割当に係る議決権数は総株主の議決権数の25%以上となります。そこで当社は、当社の社外取締役かつ監査等委員(公認会計士 松山昌司氏、税理士 堤田健二氏、公認会計士 山田奨氏)の計3名で構成された第三者委員会に本第三者割当増資の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、意見書を入手し本第三者割当による資金調達には、必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権付社債及び本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は、2,623,487株、議決権個数は26,234個であり、平成28年9月30日現在の当社発行済株式総数3,343,500株(議決権個数33,047個)を分母とする希薄化率は78.47%(議決権の総数に対する割合は79.38%)となります。第5回新株予約権で発行した800,000株(議決権個数8,000個)を合算すると直近6ヶ月間に行われた潜在株式数は3,438,848株(議決権個数34,388個)となり、当社発行済株式総数3,343,500株(議決権個数33,047個)を分母とする希薄化率は102.39%(議決権の総数に対する割合は103.59%)となります。

また、割当予定先は本新株予約権付社債及び本新株予約権を行使して取得した当社株式2,623,487株を中長期保有ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場で売却する方針ですが、当社株式の直近6か月間の1日当たりの平均出来高は13,402株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は10,121株、直近1か月間の1日当たりの平均出来高は16,110株、となっており、一定の流動性を有しております。また、割当予定先が本新株予約権付社債及び本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数2,623,487株を本新株予約権の行使期間である3年間(245日/年営業日で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は10,708株(小数点以下切捨て)となり、上記直近6か月間の1日当たりの平均出来高の79.90%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の105.80%、直近1か月間の1日当たりの平均出来高の66.47%となるため、当社への株価に与える影響によって既存株主様の利益を損なう可能性があります。

しかしながら、資金調達の必要性について、平成26年2月期、平成27年2月期と継続して経常赤字となりましたが、平成28年2月期において、ようやく営業利益ベースでの黒字化を達成いたしました。事業リストラが奏功したことにもよりますが、こうした利益体質の兆しのなかで、当社は安定的な黒字体質を早急に構築すべく、選択と集中により事業ポートフォリオの見直しを行い、売上規模の拡大、安定的な利益計上を図るとともに、企業としての信用度の向上、事業活動に関わる幅広い企業との関係構築を図り、事業成長をさらに推し進めるための取り組みが必要となっております。

本資金調達の資金使途である戦略的事業会社の設立を行い、成長への期待が寄せられるエンティティへ最適な経営資源の配分を行うことで当社の今後の事業拡大や企業価値の向上に寄与するものであり、最終的には既存株主様の利益につながるものと考えております。

したがって、当社といたしましては、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は、その資金が来期以降の当社の業績、企業価値、株主価値の向上に大いに寄与すると考えられることから、本第三者割当増資の規模及び希釈化の程度は合理的な水準であると判断しております。

さらに、当社としては、第5回新株予約権により、当社のシステムソリューション事業に関するM&Aのための資金を調達しておりますが、かかる資金は第5回新株予約権発行に伴い開示しました調達目的にのみ充当することとしております。他方、今回、「3.(2)調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、新たに資金調達の必要が生じているところ、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述の資金使途に充当することにより、売り上げ拡大等の効果が表れ、収益基盤の一層の強化を図れることが見込まれることから、将来的な収益力の増大が期待され、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決 権数に 対する 所有議 決権数 の割合	割当後の 所有株式 数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
BMI (Japan) Investment Holdings Limited	UNITS 3306- 12,33/F., SHUI ON CENTRE, NOS. 6-8 HARBOUR ROAD, WANCHAI, HONG KONG	-	-	2,638,848	44.25%
株式会社アクセル	東京都台東区台東 1 - 31 - 9	477,000	14.43%	477,000	8.05%
株式会社トラスライド	東京都渋谷区渋谷 3 - 27 - 11	461,000	13.95%	461,000	7.78%
福松 博史	東京都足立区	153,000	4.63%	153,000	2.58%
川嶋 誠	東京都世田谷区	115,000	3.48%	115,000	1.94%
清水 武志	東京都千代田区	100,000	3.03%	100,000	1.69%
鈴木 智博	石川県金沢市	60,000	1.82%	60,000	1.01%
CBHK - PHILL IP SEC (HK) LT D - CLIENT M ASTER (常任代理人 シティバンク銀行株式 会社)	10 / F , TW O HARBOUR FRONT , 2 2 TAK FUN G STREE T , HUNG H OM , KOWLO ON , HONG KONG (東京都新宿区新宿 6 - 27 30)	57,200	1.73%	57,200	0.96%
MONEX BOO M SECURITI ES (H.K) LI MITED - CL IENTS ' ACCO UNT (常任代理人 マネッ クス証券株式会社)	25 / F . , AT A TOWER , 183 ELECT ORIC ROA D , NORTH POINT , HO NG KONGKO NG (東京都千代田区麹 町 2 - 4 - 1)	54,500	1.65%	54,500	0.92%
児玉 真理子	徳島県板野郡北島町	49,000	1.48%	49,000	0.83%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木 1 - 6 - 1	47,000	1.42%	47,000	0.79%
計	-	1,573,700	47.62%	4,197,187	70.80%

- (注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年8月31日現在における株主名簿に基づき記載しております。
2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年8月31日現在における株主名簿に基づき、本新株予約権及び本新株予約権付社債がすべて行使された場合に増加する株式に係る議決権数を加えて算出しております。
3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本新株予約権付社債及び本新株予約権の第三者割当を含め、本新株予約権の発行決議日である平成28年10月11日から6か月以内に行われた第三者割当に係る議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、本第三者割当には東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」の適用があり、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手をしております。

具体的には、当社の社外取締役かつ監査等委員（公認会計士 松山昌司氏、税理士 堤田健二氏、公認会計士 山田奨氏）の計3名で構成された第三者委員会に本第三者割当増資の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、平成28年10月7日付で意見書入手し本第三者割当による資金調達には、必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。第三者委員会による意見については、以下の通りです。

・本第三者割当増資の必要性について

「以下に述べるように、貴社において、本増資により資金調達を行う理由には一応の合理性が認められ、本増資により資金調達を行う必要性が認められる。

まず、貴社は、時価総額が東京証券取引所の定める上場廃止の時価総額基準を下回り、上場廃止の猶予期間にあることから、上場廃止という株主にとっての大きな不利益を回避するためには、早急な資金調達の必要性が認められる。

また、時価総額が低下している貴社において、株式価値向上のため、収益基盤を強化して将来の利益に対する期待を高めることが必要であると認められる。

この点、貴社は、「選択と集中」により、成長が見込まれる事業分野に絞って投資を行っていくことを決め、平成28年8月には、貴社の展開するシステムソリューション事業の伸長のため、同事業分野でのM&Aや業務提携を行うために第三者割当増資による資金調達を行った。

そして今回は、現在貴社の子会社であるエムアンドケイ株式会社が展開しているアイラッシュケア事業を、「選択と集中」の判断により一つの柱と定め、同事業の海外展開を本格化すべく、中国に戦略的事業会社を設立するための本増資を決定した。本増資によって調達した資金は、3000万円を貴社の運転資金とする他はすべてこの戦略的事業会社設立資金とし、平成29年中に中国国内に30店舗、中国以外のアジア及びヨーロッパを合わせて全世界で50店舗、「PLURECIL」ブランドにて、同社直営のまつ毛エクステサロンを開業予定である。

上記のとおり、貴社においては、株式価値向上のために将来の利益に対する期待を高める施策の必要性が認められるところ、「選択と集中」により成長が見込まれる事業に集中的に資本を投下していくことは、利益構造の改善につながるものであり、一応の合理性が認められる。

また、本増資によるアイラッシュケア事業の海外展開とは、具体的には、中国において戦略的事業会社を設立し、同社によって中国を中心として海外に「PLURECIL」ブランドのまつ毛エクステサロンを開業するとともに、エステティシャン養成スクール事業やエステサロンオーナー研修等、施術側の育成等も行うことを予定している。さらに、同社により、貴社の子会社であるエムアンドケイ株式会社が日本国内で販売するためのまつ毛エクステ関連製品やエッセンシャルオイル等の美容製品を中国国内において安価に仕入れることや、日本製の美容製品を中国に向けて販売することも想定している。これらの事業につき、貴社において事業計画を作成しており、本答申書は同計画の内容が合理的であることを前提としている。

したがって、貴社において株式価値を高めるための施策として、アイラッシュケア事業の海外展開を本格化するという判断は一応合理的なものであると認められる。

また、本増資の規模についても、上記アイラッシュケア事業の海外展開及び貴社の運転資金に必要な金額であり、これにより収益基盤が強化すれば、時価総額増加も期待できることから、一応の合理性が認められる。

さらに、本増資の割当先についても、BMIの株式を60%保有する株主であるLoweII Lo氏が過去に800社の上場を支援した実績があることや、貴社が中国を拠点としたアイラッシュケア事業の海外展開を計画しているところ、同氏は中国において幅広いネットワークを有しており、このネットワークは事業展開にとっても有用であると認められる。

以上より、貴社において、本増資により資金調達を行う理由には一応の合理性が認められ、本増資により資金調達を行う必要性が認められる。」

・本第三者割当増資の適法性について

(1) 本新株予約権の適法性について

「本新株予約権発行は、以下のとおり有利発行に該当するものではない。

募集の概要のとおり、本新株予約権発行における払込金額は新株予約権1個当たり9万7,660円、計585万9,600円である。

新株予約権の払込金額が「特に有利な金額であるとき」（会社法第238条第3項第2号）とは、発行時点における新株予約権の公正な価値を著しく下回る払込価格で会社が当該新株予約権を発行することをいう。そして、新株予約権の公正な価値とは、権利行使価額、交付される株式の時価、当該株式のボラティリティー、行使期間、金

利、剰余金配当の影響、新株予約権の行使による希薄化の影響等を要素にオプション評価理論を用いて算出されるものをいうと解されている。

これを本件についてみると、本新株予約権発行の払込金額は、貴社が貴社及びBMIから独立した第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に価額算定を依頼し、同社において、上記行使価額(本増資に係る貴社取締役会決議日の前営業日(平成28年10月7日)の東京証券取引所における貴社普通株式の終値を含めた1か月間の終値平均である301円に0.93を乗じた金額である。)、貴社株式の株価及びボラティリティー、権利行使期間、金利、取得条項が付されていること、本新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、貴社株式の流動性、貴社の信用リスク等を要素に、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて合理的に算出された新株予約権1個当たり9万7,660円との公正価額と同額である。そこで、上記払込金額は、本新株予約権の公正価格を著しく下回るものとは認められないことから、「特に有利な金額」には当たらないと認められる。」

(2) 本新株予約権付社債発行の適法性について

「本新株予約権付社債発行は、以下のとおり有利発行に該当するものではない。

新株予約権の発行条件が「特に有利な条件であるとき」(会社法第238条第3項第2号)とは、発行時点における新株予約権の公正な価値を著しく下回る対価で会社が当該新株予約権を発行することをいう。そして、新株予約権付社債における新株予約権部分の公正価値については、新株予約権を単独としてオプション理論により評価する方法(分離評価)と、新株予約権と社債部分を切り離せないものと考え、新株予約権付社債を一体とみて、その全体の価値を評価する方法(一体評価)があると考えられている。この点、上記第2, 1(8)イを前提とすれば、本件において、貴社が依頼をした第三者評価機関は、一体評価の方法を採用している。そこで、まず、その可否について検討する。

この点、オートボックスセブン新株予約権付社債発行差止却下決定(東京地決平成19.11.12金判1281号52頁)、丸八証券新株予約権付社債発行差止却下決定(名古屋地決平成20.11.19金判1309号20頁)等の裁判例においては、分離評価の方法が採用されている。

しかしながら、新株予約権付社債においては、社債部分の時価は刻々変動する一方で、新株予約権付行使に際して株式の対価として払い込む金額は一定であるという特性を有するが、分離評価ではこうした特性が勘案されない。また、新株予約権付社債の中でも、本新株予約権付社債のような転換社債型新株予約権付社債の場合、新株予約権の分離行使ができず、かつ新株予約権を行使すると社債が消滅するという特性があり、新株予約権と社債は一体と解されることから、経済的にはそれらを分離して評価することができないと考えられる。このような理由から、転換社債型新株予約権付社債については、一体評価の方が理論的にその商品性を反映させやすく正しいと解され、実務上は一体評価の方法がとられることが多いともいわれている。

したがって、転換社債型新株予約権付社債の公正価値評価について、本件の第三者評価機関が一体評価の方法によったことも許される。

そして、募集の概要のとおり、本新株予約権付社債発行においては、新株予約権の取得と引換えに金銭の払込みを要しないものとされるものの、払込金額は額面100円につき100円、計4億円であり、社債の金利は0%である。かかる発行条件については、貴社が貴社及びBMIから独立した第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に価額算定を依頼し、同社において、上記転換価額(本増資に係る取締役会決議日の前営業日(平成28年10月7日)の東京証券取引所における貴社普通株式の終値を含めた1か月間の終値平均である301円に0.93を乗じた金額である。)、貴社株式の株価及びボラティリティー、権利行使期間、本新株予約権付社債の社債部分の利率、金利、本新株予約権付社債の転換に伴う株式の希薄化、貴社株式の流動性、貴社の信用リスク、資金調達コスト等の前提条件とし、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて合理的に算出された額面100円当たり93.52円との公正価額を上回る金額である。

そこで、上記発行条件は、本新株予約権付社債の新株予約権部分の公正価格を著しく下回るものとは認められず、有利発行には該当しない。」

(3) 新株予約権及び新株予約権付社債の新規発行(第三者割当)を選択することの相当性について

「貴社が資金調達の方法として、借入、新株発行等でなく、本増資を選択した理由は、まず、借入については、金融機関等から現状の貴社の財務内容では融資の実施は難しいとの返答があったためである。現在の貴社の財務状況に鑑みると、間接金融による資金調達が困難であることは否定し難い。また、時価総額基準による上場廃止の猶予期間にあるという貴社の状況を考慮すると、間接金融ではなく、直接金融による資金調達を選択することには一応の合理性が認められる。

間接金融の中でも公募増資や株主割当増資でなく、第三者割当によることになった理由については、アイラッシュケア事業の海外展開という本増資の目的を達成するため、約7億円という規模の金額を早急かつ確実に調達する必要があることを考慮すると、公募増資や株主割当増資の方法は適していないと判断したとのことである。公募増資や株主割当増資には一定の時間を要すること、貴社のおかれた状況に鑑みると貴社が必要とする金額を調達できるかどうかは疑わしいこと、また、貴社がアイラッシュケア事業の海外展開を検討していたところ、中国でファイナンシャルサービスを展開するBMI (Japan) から第三者割当を引き受ける提案があったことを考慮すると、貴社が第三者割当の方法を選択したことには合理性が認められる。

また、BMIの本増資に係る資金について問題がないと確認されていることから、貴社の割当先選定に係る判断には一定の合理性が認められる。

そして、割当予定先に対する第三者割当増資を行うにあたり、新株式発行や新株予約権付社債のみの発行でなく、新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債を組み合わせた形の本増資を選択した理由としては、BMI (Japan) の要望によるものである。

貴社のおかれた状況に鑑みれば、BMI (Japan) が貴社の事業の進捗状況に応じて投資判断ができる形にしたいと望むことはやむを得ないと考えられ、新株式引受けよりも新株予約権付社債の引受けを、また新株予約権付社債の引受けよりも新株予約権の引受けを要望することは首肯できる。そして、貴社としては、BMI (Japan) による出資の提案という機会を逃さず、できる限り貴社の必要とする形で資金調達を実現することができるよう、BMI (Japan) と協議・交渉をした結果、本増資の合意に至ったものと認められ、その結果としての本新株予約権及び本新株予約権付社債の組み合わせという本増資の方法に、特段不合理な点は認められない。

また、株式の希薄化という観点からは、新株予約権及び新株予約権付社債という方法は、大規模な希薄化を一度に生じさせることがないため、新株式の発行に比べて希薄化の影響を一定程度抑制することができる。

したがって、貴社が資金調達の方法として本増資を選択したことについては、相当性が認められると解する。」

(4) 本第三者割当増資に係る新株発行条件の相当性

「本増資による本新株予約権及び本新株予約権付社債発行の条件については、以下のとおり、相当性が認められると解する。

まず、本新株予約権の払込価格及び新株予約権付社債の発行条件については、公正価値と同等か、それを上回る金額である。

次に、本増資による潜在株式の発行数量及びそれに伴う希薄化率についてであるが、本増資の対象となる潜在株式数は、本新株予約権について120万株(議決権ベースで1万2000個)、本新株予約権付社債について142万3487株(議決権ベースで1万4234個)、合計262万3487株(議決権ベースで2万6234個)であり、現在の発行済株式数の78.47%(100株を単元株式とした議決権ベースで79.38%)にあたり、また、貴社が平成28年8月24日に発行した新株予約権8万株(議決権ベースで8000個)を合算した場合には、現在の発行済株式数の102.39%(議決権ベースで103.59%)であることも併せ考えると、結果として既存株式の希薄化が生じることとなることが見込まれるものである。

しかし、本増資によって、貴社の企業価値及び株式価値の向上に資するものであるから、本増資による発行数量及び希薄化の規模は、貴社の少数株主にとっても、合理的であると認められ、それを覆すに足る特段の事情は認められない。

すなわち、上記のとおり、他の資金調達方法との比較では本増資による本新株予約権及び本新株予約権付社債発行が最も有効かつ確実な資金調達方法なのであるが、この方法によれば既存株式の一定の希薄化は免れ得ない。そこで、希薄化が生じてもそれによる少数株主の損失を回復させるに足る効果が見込まれれば、その希薄化率は合理的なものにとどまるということが出来る。そして、本増資は、アイラッシュケア事業の海外展開及び貴社の運転資金への充たにより貴社の収益基盤を強化して将来の利益に対する期待を高めることにつながり、貴社の企業価値及び株式価値の向上に資するとのことであり、その点において、本増資による発行数量及び希薄化の規模は合理的である。

加えて、第三者割当による希薄化率は必要な資金調達の規模と連動せざるをえないところ、本増資における必要な資金規模に関しては、アイラッシュケア事業の海外展開及び貴社の運転資金のため必要な金額に連動しており、これら資金調達の必要性が認められる以上、希薄化率が合理的範囲を逸脱していないとの判断を覆すに足る理由は見出せない。

したがって、本増資による本新株予約権及び本新株予約権付社債発行の条件については、相当性が認められると解する。」

(5) 小括

「以上より、本増資に係る本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行は適法であり、第三者割当という方法が他の資金調達手段に優越することも認められるうえ、本増資の条件の相当性が認められる。したがって、本増資による本新株予約権及び本新株予約権付社債発行の相当性が認められ、これを覆すに足る特段の事情は認められない。」との意見を得ております。

・ 結論

「以上より、本増資による本新株予約権及び本新株予約権付社債発行には必要性及び相当性が認められる。」との意見を得ております。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第17期)及び四半期報告書(第18期第2四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、変更はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はありません。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第17期)の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成28年5月26日提出の臨時報告書)

提出理由

当社は、平成28年5月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年5月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(以下、「改正会社法」という。)により新たに創設された監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の追加並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うものであります。

改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、規定の一部について変更を行うものであります。

現行定款において規定している監査役の責任免除に関する規定につきましては、監査等委員会設置会社への移行後もその効力を維持することができるよう附則に経過的な措置を新設するものであります。

その他、条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役として、川嶋誠、村山雅経、石橋雄一、高橋秀行を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、松山昌司、堤田健二、山田奨を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、清水努を選任する。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額100百万円以内、ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額を年額100百万円以内とする。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額には、使用人兼取締役の使用人分給とは含まないものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額10百万円以内、ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額を年額10百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	15,986	454	0	(注) 1	可決 97.24
第2号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)4名選任の件					
川嶋 誠	15,978	462	0	(注) 2	可決 97.19
村山 雅経	15,978	462	0		可決 97.19
石橋 雄一	15,978	462	0		可決 97.19
高橋 秀行	15,973	467	0		可決 97.16
第3号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
松山 昌司	15,983	457	0	(注) 2	可決 97.22
堤田 健二	15,983	457	0		可決 97.22
山田 奨	15,983	457	0		可決 97.22
第4号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任 の件				(注) 2	
清水 努	15,985	455	0		可決 97.23
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬等の額 設定の件	15,849	591	0	(注) 3	可決 96.41
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額設 定の件	15,959	481	0	(注) 3	可決 97.07

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日	平成28年5月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第18第2四半期)	自 平成28年6月1日 至 平成28年8月31日	平成28年10月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年5月25日

株式会社ファステップス
取締役会 御中

仁 智 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山	口	高	志
指定社員 業務執行社員	公認会計士	來	嶋	真	也

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファステップスの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファステップス及び連結子会社の平成28年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ファステップスの平成28年2月29日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ファステップスが平成28年2月29日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月25日

株式会社ファステップス
取締役会 御中

仁 智 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山	口	高	志
指定社員 業務執行社員	公認会計士	來	嶋	真	也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファステップスの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファステップスの平成28年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年10月11日

株式会社ファステップス
取締役会 御中

仁 智 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 口 高 志 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 來 嶋 真 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファステップスの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成28年6月1日から平成28年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年3月1日から平成28年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファステップス及び連結子会社の平成28年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年10月11日開催の取締役会において、第三者割当による新株及び無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。